

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金 10 万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは、金 50000
円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

新見簡易裁判所は、平成 13 年 8 月 28 日、「被告人は、公安委員会の運転免許を受けず、かつ、酒気を帯び、呼気 1 ㍓につき 0.25 mg 以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成 13 年 6 月 11 日午後 10 時 56 分ころ、岡山県新見市ab 北方約 200 m 付近道路において、普通乗用自動車を運転した」との事実を認定した上、道路交通法 118 条 1 項 1 号、64 条、119 条 1 項 7 号の 2、65 条 1 項、同法施行令 44 条の 3、刑法 54 条 1 項前段その他の関係法令を適用し、被告人を罰金 12 万円に処する旨の略式命令を発し、この命令は平成 13 年 9 月 14 日確定した。しかし、道路交通法 118 条 1 項 1 号の罪の法定刑は「6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金」、同法 119 条 1 項 7 号の 2 の罪のそれは「3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金」であるところ、原略式命令が被告人の所為は 1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れる場合に当たるものとして刑法 54 条 1 項前段を適用したのは正当であるから、本件については、重い道路交通法 118 条 1 項 1 号の罪の刑で処断すべきであり、罰金刑を選択した場合には、その処断刑の多額は 10 万円となる。したがって、これを超過して被告人を罰金 12 万円に処した原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法 458 条 1 号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実法令を適用すると、被告人の所為のうち、無免許運

転の点は道路交通法 118 条 1 項 1 号，64 条に，酒気帯び運転の点は同法 119 条 1 項 7 号の 2，65 条 1 項，同法施行令 44 条の 3 にそれぞれ該当するところ，これは 1 個の行為が 2 個の罪名に触れる場合であるから，刑法 54 条 1 項前段，10 条により 1 罪として重い無免許運転の罪の刑で処断することとし，所定刑中罰金刑を選択し，その金額の範囲内で被告人を罰金 10 万円に処し，この罰金を完納することができないときは，同法 18 条により金 5000 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

検察官浅野義正 公判出席

(裁判長裁判官 金谷利廣 裁判官 奥田昌道 裁判官 濱田邦夫 裁判官 上田 豊三)